

松江市立病院院内感染対策指針

松江市立病院（以下、『病院』と略す）は、病院の理念に基づき、患者および病院職員に安全で快適な医療環境を提供するため、感染制御の対策に取り組む基本的な考え方を以下のとおり定める。

院内感染対策に関する基本的な考え方

医療従事者は患者（易感染者）に対して医療行為を行使している。医療従事者が感染防止対策を怠り、万が一、甚大な院内感染が発生すれば患者の利益を損ね、病院の社会的信頼は失墜する。

かかる観点から、医療関連感染対策は病院にとって極めて重要な安全対策のひとつであり、職員全員が徹底して取り組まなければならない。従って指針を作成し、感染防止策を推進するものである。

第1条 院内感染対策のための委員会等の設置に関する基本的事項

- 1 院内感染対策委員会要綱に基づき、専門職代表を構成員とした院内感染対策委員会（以下、委員会と略す）を設置し、医療関連感染に関する諸問題につき審議し決定する。
- 2 委員会は、月1回の定期開催とし、次の各号に掲げる事項について審議する。また、院内感染対策に関わる協議が早急に必要な場合、緊急に臨時開催を行う。
 - 1) 医療関連感染防止策
 - 2) 医療関連感染に関する分析結果（抗菌薬の使用、分離菌種などの情報を含む）
 - 3) 院内感染対策指針および院内感染対策マニュアル
 - 4) 医療関連感染防止に関する職員の教育・研修
 - 5) 病院職員の職業感染管理
 - 6) その他院内感染対策に関する事項
- 3 感染対策の実践的な活動を行なう目的で、感染対策チーム（Infection Control Team：以下 ICT と略す）を設置する。ICT は医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務職員で構成し、週1回定期的に会議を行ない、病院内を巡回する。
- 4 病院長は、院内感染対策委員会の審議事項を踏まえて、医療関連感染対策に関する最終決定を行う。
- 5 感染対策室は、病院長の任命を受けた、直属の部門として医療関連感染対策の中核的な役割を担う。

感染対策室は、ICT と連携し以下の業務を行い、専任医師、専任看護師（医師または看護師のうち1名は専従）で構成される。

- 1) 感染症サーベイランス
- 2) 感染対策の立案

- 3) 感染症治療のコンサルテーション
- 4) 感染対策マニュアル及び、抗菌薬使用マニュアルの改定
- 5) 感染・抗菌薬に関する院内講習の立案
- 6) 各種ワクチン接種や針刺し、血液曝露時の相談
- 7) 各部署へのラウンド

第2条 職員研修

感染制御の基本的な考え方や意識の向上を図るために、全職員対象の必須研修会を年2回開催する。その他、必要に応じて随時開催する。基本的に、春期は新規採用者の初期研修を兼ね、夏期・秋期は感染症診療や感染制御に関する講演会を全職員対象に開催する。研修内容や参加実績を記録・保存する。

第3条 院内感染発生時の対応

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (methicillin-resistant *Staphylococcus aureus* : 以下 MRSA と略す)、基質拡張型 β ラクタマーゼ (Extended spectrum β -lactamase : 以下 ESBL と略す) 産生菌、多剤耐性緑膿菌 (multi-drug resistant *Pseudomonas aeruginosa* : 以下 MDRP と略す)、クロストリディオイデス・ディフィシル (*Clostridioides difficile* : 以下 CD と略す)、結核菌など院内感染伝播にかかわる微生物はサーベイランスを行い、全職員が検出状況を共有する。また、その情報を元に、これらの微生物による院内感染のアウトブレイクを早期に検出出来るように努めると共に、委員会等で再確認し活用する。

医療関連感染事例が発生した時には、随時 ICT 会議や委員会を開催し、状況把握に努め、速やかに発生原因の究明、改善策の立案をし、実践する。

第4条 感染対策マニュアルの作成

感染対策マニュアルを作成し、実践に役立てる。変更があれば、速やかに改正し、周知する。

第5条 患者への説明

疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明し、理解を得たうえで協力をもとめる。

本指針は院内に掲示し、患者または家族が閲覧できるものとする。